



「医療費のお知らせ」をお送りします

～令和8年1月中旬から1月下旬に送付予定～

協会けんぽでは、健康保険を使用して診療を受けられた加入者の皆様に、年1回「医療費のお知らせ」をお届けしています。



事業所担当者様へのお願い

「医療費のお知らせ」が届きましたら、開封せずに従業員への配付をお願いいたします。

お知らせの対象期間

今回お送りする「医療費のお知らせ」は、主に令和6年9月診療分から令和7年8月診療分が記載されています。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除に使用できますが、令和7年9月から12月の診療分については、医療機関等の領収書が必要になります。

なお、確定申告(医療費控除の申告)の詳細については、国税庁のホームページをご覧いただかか税務署へお問い合わせいただくようお願いいたします。

「医療費のお知らせ」についてよくあるご質問

Q1 退職した従業員の「医療費のお知らせ」は、どうすればよいでしょうか。

A1 お手数ですが開封せず、同封の返信用封筒で協会けんぽ高知支部あてにご返送をお願いします。

Q2 「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜですか。

A2 作成時点(令和7年11月上旬)において、健康保険の資格が無い方(退職者等)や、対象となる期間中に医療機関を受診していない場合は、「医療費のお知らせ」が作成されません。

次年度以降の「医療費のお知らせ」について

マイナポータル等のデジタル化の推進に伴い、今回(令和8年1月送付分)の送付を最後に終了いたします。 医療費情報の確認はマイナポータルをご利用いただくようお願いいたします。

医療費通知情報はマイナポータルで確認できます

① STEP

マイナンバーカードの
保険証利用登録をする



② STEP

マイナポータルで
医療費通知情報を確認する



マイナポータルでは確定申告の医療費控除に利用するための「医療費通知情報(1月～12月までの1年分)」を取得することができます。





高松国税局からのお知らせ

～「医療費控除」はマイナンバーカードでe-Tax♪～



- ✓ 確定申告書等作成コーナーなら、金額等を入力するだけで自動計算で医療費控除の確定申告ができます
- ✓ さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報(1年間分)をマイナポータル経由で取得し、該当項目に自動入力することができます
※ マイナポータル連携のご利用には事前準備が必要です
- ✓ 事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることができますご家族の医療費通知情報もマイナポータル連携で取得することができます
※ 代理人の設定の際には、申告される方とそのご家族のマイナンバーカードが必要です
- ✓ マイナポータル連携のご利用には、以下のものが必要です
 - 1 マイナンバーカードとパスワード
 - 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
 - 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
 - 2 マイナンバーカード読み取り対応のスマホ(又はICカードリーダライタ)



確定申告書作成は
こちら



マイナポータル連携の
詳細はこちら



事前準備の
詳細はこちら



医療費控除に関する
手続についてはこちら



マイナポータル連携を利用した
医療費控除についてはこちら

医療費控除に関する
お問い合わせ先

税務署 電話相談センター ☎ 0570-00-5901

年末年始の営業について



協会けんぽ高知支部の年末年始は以下のとおりの営業となります。

期間中はご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

12/26(金)	12/27(土)～1/4(日)	1/5(月)
年内最終営業日	お休みさせていただきます	営業開始

- 申請書類は、協会けんぽホームページからダウンロードが可能です。
- 各種申請手続きは、郵送でのお手続きをお願いいたします。

申請書の
ダウンロードは
こちらから



公式LINE /

友達募集中



友達追加方法

LINEアプリで「kenpo_kochi」を検索するか
QRコードを読み込んで簡単追加!



全国健康保険協会 高知支部
協会けんぽ

〒780-8501

高知市本町 4-1-24 高知電気ビル新館 2階

☎ 088-820-6010 (代表)